

# 令和7年度 国民健康保険税納税通知書の送付について

日頃より、当町の国民健康保険の運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。  
令和7年度国民健康保険税納税通知書を別添のとおり送付いたしますので、内容をご確認のうえ、各納付期限までに納付をお願いいたします。

また、令和7年度の国民健康保険税（以下「国保税」）の税率についてですが、**昨年度と変更ありません。**

なお、令和7年度国保税の課税限度額につきましては、国の制度改正に伴い国保税の課税限度額が **106万円から109万円** となり、同様に改正しております。

## 1 税率について

### （１）医療分（課税限度額：66万円）

| 区 分              | 令和7年度    | 令和6年度    | 増減   |
|------------------|----------|----------|------|
| 所得割（前年所得に対する税率）  | 6.9 %    | 6.9 %    | 増減なし |
| 均等割（被保険者1人当りの税額） | 25,700 円 | 25,700 円 |      |
| 平等割（1世帯当りの税額）    | 26,500 円 | 26,500 円 |      |

### （２）後期高齢者支援金等分（課税限度額：26万円）

| 区 分              | 令和7年度   | 令和6年度   | 増減   |
|------------------|---------|---------|------|
| 所得割（前年所得に対する税率）  | 2.6 %   | 2.6 %   | 増減なし |
| 均等割（被保険者1人当りの税額） | 8,800 円 | 8,800 円 |      |
| 平等割（1世帯当りの税額）    | 9,000 円 | 9,000 円 |      |

### （３）介護納付金分（課税限度額：17万円）

| 区 分              | 令和7年度   | 令和6年度   | 増減   |
|------------------|---------|---------|------|
| 所得割（前年所得に対する税率）  | 2.3 %   | 2.3 %   | 増減なし |
| 均等割（被保険者1人当りの税額） | 8,800 円 | 8,800 円 |      |
| 平等割（1世帯当りの税額）    | 6,800 円 | 6,800 円 |      |

※介護納付金は40歳から64歳までの国保加入者のみに対して課税されます。

### 合 計（課税限度額：109万円）

| 区 分              | 令和7年度    | 令和6年度    | 増減   |
|------------------|----------|----------|------|
| 所得割（前年所得に対する税率）  | 11.8 %   | 11.8 %   | 増減なし |
| 均等割（被保険者1人当りの税額） | 43,300 円 | 43,300 円 |      |
| 平等割（1世帯当りの税額）    | 42,300 円 | 42,300 円 |      |

裏面へ続く

## 2 課税限度額について

| 区 分       | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減   |
|-----------|-------|-------|------|
| 医 療 分     | 66万円  | 65万円  | +1万円 |
| 後期高齢者支援金等 | 26万円  | 24万円  | +2万円 |
| 介護納付金等    | 17万円  | 17万円  | 増減なし |
| 合 計       | 109万円 | 106万円 | +3万円 |

## 3 低所得世帯に対する軽減措置について

- ・ 地方税法等が改正され、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準が以下の通り変更になりました。

### 【軽減判定所得基準額票】

| 軽減割合 | 改正後<br>(令和7年度)                                  | 改正前<br>(令和6年度)                                  |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 7割   | 43万円<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下<br>※変更なし        | 43万円<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下                 |
| 5割   | 43万円+ (30万5千円×被保険者数)<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下 | 43万円+ (29万5千円×被保険者数)<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下 |
| 2割   | 43万円+ (56万円×被保険者数)<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下   | 43万円+ (54万5千円×被保険者数)<br>+ {10万円×(給与所得者等の数-1)}以下 |

## 4 その他

- ◆ 国保税は4月から翌年3月の1年を単位として課税されますが、5月に他の保険に加入した場合は、4月分が課税されることとなります。

また、現在、他の保険に加入されている方などで、届出をした日が6月以降または未届の場合は納税通知書が届くこととなりますので、お早めに住民生活課窓口で届出をしてください。

なお、今回送付した納税通知書は、令和7年5月末までの届出により税額を計算しています。6月中に届出をした方には、7月中旬にあらためて税額を計算してお知らせいたします。

- ◆ 「令和7年1月以降に転入された方」及び「令和7年1月1日に他の市町村に住民登録がある方」、「住所地特例により標津町の国民健康保険に加入されている方」は、現在、所得調査を行っております。（前年の所得は1月1日現在に居住していた市町村でなければ把握できません）そのため、今後この所得調査の結果によって、税額が変更となる場合がありますのでご了承ください。

詳しい課税内容については、下記連絡先までお問い合わせ願います。

### 【連絡先】

住民生活課 保険医療担当 Tel0153-85-7243